

○地域おこし協力隊募集要項

1.応募条件

- (1)インターネット、ワード、エクセル、パワーポイント、SNS、Eメールの送受信などのパソコン操作ができる方
- (2)心身ともに健康で、地方都市の活性化に意欲があり、地域の特性や風習を尊重して地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (3)地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方
 - ①成年被後見人又は被保佐人
 - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ⑤日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4)土日祝日の勤務（行事参加等）や夜間の会議など不規則な勤務に対応できる方
- (5)令和3年4月1日時点で年齢22歳以上の方（性別不問）
- (6)普通自動車運転免許証を所持する方
- (7)3大都市圏又は3大都市圏外のうちの都市地域及び指定都市（過疎地域を除く）に在住の方で、上富良野町へ住民票を異動し、活動終了後も定住する意思のある方

2.業務概要

期間中は、次の共通活動と重点活動に従事していただきます。

【共通活動】

- (1)町民への生活支援、観光業等の応援など地域活動及び地域の維持・活性化につながる活動
- (2)地域行事の支援・共同作業・イベント作業などの活動
- (3)活動後の起業・就業のための隊員個々の特性に合わせた地域協力活動や自主的な活動

【重点活動】

- (1)ロケサポートかみふらの事務局員としての業務
 - ①ウェブサイト管理 ②エクストラデータベース管理 ③広報活動
- (2)ロケ支援業務
 - ①ロケハン支援 ②ロケ弁/炊き出し手配 ③施設利用調整 ④エクストラ手配
 - ⑤自衛隊/環境省との調整 ⑥ロケを円滑に進めるのに必要な支援
- (3)ロケ誘致業務
 - ①権利処理業務の実施 ②ロケ候補地データベース ③エクストラ人材バンク
 - ④Web/SNSでの宣伝
- (4)観光客誘致業務
 - ①SNS（YouTube・Instagram・Facebook・Twitter）での宣伝

②SNS のコンテンツ作成 (360 度カメラ・ドローン動画・ビジネスアニメ (Vyond))

(5)グルメ開発業務

①「泥流地帯」映画化に向けたグルメ開発

②ロケ弁・炊き出し・一口グルメ等の開発

(6)「泥流地帯」映画化事業に関連する地域活性化事業

3.募集人員 1名

4.勤務地等

(1)活動範囲 北海道空知郡上富良野町全域

(2)勤務地 北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号
上富良野役場 企画商工観光課内

5.活動(勤務)形態

(1)勤務時間 8時30分～17時00分(休憩時間1時間)

原則として週37時間30分の勤務となります。

(2)週休日 勤務日指定表に定められた休務日

(3)休日 祝日、1月2日～1月5日及び12月31日

(4)その他 原則週5日勤務とします。また、行事催事等で週休日、休日に勤務命令が発せられたときは、振替日の取得又は時間外勤務手当の対象となります。

6.身分

上富良野町会計年度任用職員として任用します。

7.報酬等

(1)報酬(給与)

報酬は、上富良野町会計年度任用職員の給与の決定及び支給に関する規則別表の規定に基づいて支払われます。

25歳未満	月額175,000円
25歳以上30歳未満	月額205,000円
30歳以上	月額220,000円

(2)時間側割増報酬

所定労働時間を超過した勤務を行った場合は、時間外割増報酬を支払われます。

(3)期末手当

上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づき、勤務月数(在職期間)に応じて期末手当が年2回支払われます。

(4)その他の手当

退職手当は支給しません。

8.任用期間

任用の日から1年間

ただし、勤務成績等により任用開始の日から最長3年まで任用することができます。

9.待遇及び福利厚生

- (1)社会保険・厚生年金・雇用保険・公務災害補償に加入
- (2)住居は町が斡旋し、家賃の一部を助成します。(月額最大27,000円)
ただし、光熱水費、生活用品等は本人負担となります。
- (3)活動(勤務)に必要なパソコンは町が貸与します。
- (4)活動(勤務)に要する車両は観光推進員が所有する車両とします。
ただし、車両経費として月額30,000円を助成します。
- (5)自己研さんに要する研修経費は町が助成します。
- (6)活動(勤務)に必要な町長が認めるその他経費は町が助成
- (7)活動(勤務)に要する旅費等は町が全額助成します。
※助成に係る費用は、いずれも予算の範囲内です

10.応募方法及び受付期間

地域おこし協力隊員の募集は、町が委託する地域おこし協力隊サポート業務を通じて行われ、受託事業者が定める方法及び期間をもって行います。

11.選考方法

地域おこし協力隊員の募集に基づく選考も受託事業者が定める方法で決定しますが、書類選考及び面接を基本として決定されます。

ご不明な点は、企画商工観光課(0167-45-6983)までお問い合わせください。